

泉海商運グループ 燃料サーチャージ届出

2026年4月1日

1. 算出方法

- 基準価格 : 120.0円 (※1)
 改定する刻み幅 : 5.0円
 改定条件 : 改定の刻み幅 5.0/ℓの幅で軽油価格が変動した時点で、翌月から改定する。
 適用条件 : 軽油価格(調達価格)は、各月の公示価格(翌月末日発表)を翌月のサーチャージ計算に適用する。(下表参照)
 軽油価格が120.0円/ℓを下回った場合は翌月から適用しない。軽油価格が120.0円/ℓを以上となった月は翌月から適用する。

公示価格 (翌月未発表)	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
サーチャージ 適用月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

計算式 : 燃料サーチャージ = 走行距離(km) ÷ 燃費(km/ℓ) × 上昇額(円/ℓ)

(※1)国土交通省告示(令和6年国土交通省告示第209号)の標準運賃の燃料サーチャージ基準価格を使用。

● 走行距離

発地及び着地の各都道府県間距離とする。(別紙:サーチャージ距離程表)

※ 同一都道府県の場合は時間制(8時間)の距離数を適用(中型・大型・トレーラー 130km、小型 100km。なお、北海道内は実走行距離を業務ごとに都度設定する。)

● 燃費

運行車種により下記表に基づき計算する。

小型車(2tクラス)	5.5 km/ℓ
中型車(4tクラス)	4.5 km/ℓ
大型車(10tクラス、7トンクラス)	3.3 km/ℓ
トレーラー(20tクラス)	2.9 km/ℓ

- 時間制運賃を適用する上での条件(平均走行距離)は以下のとおりとする。

車種	8 時間制	4 時間制
小型車(2t クラス)	100 km	50 km
中型車(4t クラス)	130 km	60 km
大型車(10t クラス、7トンクラス)	130 km	60 km
トレーラー(20t クラス)	130 km	60 km

- 上昇額

- ・ 上昇額は、調達価格(公示価格)が属するランクの代表価格から基準価格を減じて算出する。(下記表のとおり)
- ・ 調達価格(公示価格)は、経済産業省資源エネルギー庁が公表する大口需要者向け軽油ローリー渡価格の全国平均を適用する。なお、調達価格(公示価格)は、前月末発表(前月の単価)を発表月の当該月の調達価格として適用する。
(例:4 月の調達価格(公示価格)は、3 月の価格(4 月末日にエネルギー庁が公表)を適用する)

ランク	調達価格(公示価格) (円/ℓ)	燃料サーチャージ算 出上の代表価格 (円/ℓ)	上昇額 (円/ℓ)
A	120.0 ~ 124.9	122.5	2.5
B	125.0 ~ 129.9	127.5	7.5
C	130.0 ~ 134.9	132.5	12.5
D	135.0 ~ 139.9	137.5	17.5
E	140.0 ~ 144.9	142.5	22.5
F	145.0 ~ 149.9	147.5	27.5
G	150.0 ~ 154.9	152.5	32.5
H	155.0 ~ 159.9	157.5	37.5
I	160.0 ~ 164.9	162.5	42.5
J	165.0 ~ 169.9	167.5	47.5
K	170.0 ~ 174.9	172.5	52.5
L	175.0 ~ 179.9	177.5	57.5
M	180.0 ~ 184.9	182.5	62.5
N	185.0 ~ 189.9	187.5	67.5
O	190.0 ~ 194.9	192.5	72.5
P	195.0 ~ 199.9	197.5	77.5

別添 1

- 端数処理
円単位で計算された料金の 1 円未満は切り上げとする
- 消費税
サーチャージには消費税等を別途申し受ける

以下余白